



1 精神保健福祉法改正に係る虐待防止措置の創設について（第40条の2～8）

精神保健福祉法の一部改正では、患者への虐待を防ぐため、精神科病院の管理者に対し、病院の職員などへの研修や患者の相談体制の整備を義務づけ、虐待を発見した人に都道府県への通報も義務づけられます。この法律は、2024（令和6）年4月1日に施行されることになっていますので、法律施行までの期間（約1年間）に様々な看護業務や看護活動の見直しが求められます。今後日精看は、精神障害を有する方等への看護実践に際して、日精看の倫理綱領で掲げている倫理項目を看護職の基本的職務として、会員の皆さまと共にこれからの精神科看護を発展させていきたいと思っております。

【改正ポイントの概要】（一部抜粋）

- 精神科病院の管理者は、障害者虐待の防止のため必要な措置を講ずることを規定する。



必要な措置とは、研修の実施、虐待防止の普及啓発、虐待に関する相談体制の整備などがこれに該当します。

- 業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を「発見」した者は、速やかに都道府県に「通報」しなければならない。



本法における虐待の定義は「障害者虐待防止法」第2条第7項各号等に規定する行為であり、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待のことです。

- 業務従事者による障害者虐待を受けた「精神障害者」は、その旨を都道府県に「届け出る」ことができる。



虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障がい者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。

- 業務従事者が、通報をしたことを理由として、「解雇」その他「不利益な扱い」を受けないものとするを規定。



障がい者が公平に社会生活を送るためには、職場の理解と協力が不可欠です。通報は義務ですから、「通報しない」という選択肢はありません。障がい者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援する風土づくりが求められます。

2 第1回精神科看護管理者説明会の追加開催（3回目）を予定しています。

1月24日（火）に予定しています精神科看護管理者説明会では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」の概要について解説を行っています。今回が2回目の説明会となりますが、好評につき3回目の説明会開催を予定しています。日精看SNSやホームページでお知らせしますので、皆さまのご参加をお待ちしています。

●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034